

酒類小売業免許申請等の手引

相 続 用

免許者が死亡した場合で、相続人が酒販店を引き続き経営していくためには、販売場の所在地の所轄税務署長に対し、相続開始後速やかに酒類販売業相続申告書を提出し、相続適格通知を受ける必要があります。

この場合、相続人は相続の時点で酒類販売業の免許を受けたものとみなされます。

酒類販売業の相続人の要件

- 1 相続人が酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けたことがないこと。
- 2 相続人が酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けたことがある法人のその取消原因があった日以前1年以内にその法人の業務を執行する役員であった者の場合には、その法人が取消処分を受けた日から3年を経過していること。
- 3 相続人が申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けたことがないこと。
- 4 相続人が国税又は地方税に関する法令等に違反して、罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けた者である場合には、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることはなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- 5 相続人が未成年者飲酒禁止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（未成年者に対する酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律により、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金刑に処せられ者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。
- 6 相続人が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。

- 7 相続人が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後见人、被保佐人若しくは被補助人である場合はその法定代理人が、上記1、2、4、5及び6の要件を満たす必要があります。

酒類販売業者としての留意事項について

酒類販売業者には、酒税法に規定する記帳及び申告義務のほか、未成年者飲酒防止等の観点から、酒類販売管理者の選任及び酒類販売管理研修の受講などの責務を負うこととなります。

申告手続の問合せ先について

石川県内の各税務署の免許事務につきましては、金沢税務署酒類指導官が担当していますので、詳しくは下記問合せ先までお尋ねください。

【お問合せ先】

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎

金沢税務署 酒類指導官 Tel 076(261)9990（直通）

申告書及び添付書類の記載例

※ これは、記載例ですので、届出書及び添付書類を作成する際には、ご自分の届出内容等に基づいて作成してください。

酒 類

記 載 例

~~酒~~ 母 製造業

相 続 申 告 書

~~もろみ~~ 販 売 業

収受印

整理番号

平成 年 月 日

申

(住所) 〒 920-8505

(電話)

(076) 〇〇〇 局
×××× 番

告

石川県金沢市西念〇丁目〇番〇号

者

金沢 税務署長 殿

(氏名又は名称及び代表者氏名)

(ふりがな)

まる 一郎
〇〇

印

酒 類

製造業

~~酒~~ 母

販売業

~~もろみ~~

の相続について、酒税法第19条第1項の規定により関係書類を添付して下記のとおり

申告します。

記

被相続人の氏名及び申告者との続柄

〇〇 太郎 (父)

申告販売場の酒類販売管理者 (の選任予定)

(ふりがな)

(氏名) まる まる 一郎
〇〇

〔 役職等、申請者との関係、生年月日等 〕

本人 昭和31年7月19日生

相続人において、引続き製造若しくは販売しようとする酒類の品目又は酒母、~~もろみの別~~

全酒類

被相続人の免許に付けられていた条件又は期限

通信販売を除く小売に限る。

製造場又は販売場の所在地

(地番)

金沢市西念〇丁目〇番〇、△番△

(住居表示)

金沢市西念〇丁目〇番〇号

及 び 名 称

(名称)

金沢マート

相 続 開 始 年 月 日

平成 〇 年 〇 月 〇 日 (死亡年月日を記入する)

製造業

を相続しない者の住所

販売業

氏名及び相続人との続柄

金沢市彦三町〇丁目△

△△ 花子 (姉)

金沢市広坂〇丁目〇番〇号

〇〇 二郎 (弟)

◎ 戸 籍 謄 本 等

記載例は省略

《留意事項》

被相続人と相続人の続柄が明らかになる書類を提出してください。

例えば、被相続人の戸籍謄本、戸籍抄本、不動産登記規則の規定により
交付を受けた法定相続情報一覧図の写しのいずれか。

なお、市町村ごとに、書類が異なる場合がありますので、
市町村の戸籍担当係へご相談ください。

相続における免許要件誓約書

金沢 税務署長 殿

私の免許要件について、次のとおり誓約します。

なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは不適格処分、②相続適格後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

平成 ○年 ○月 ○日

(申請者の住所) 金沢市西念○丁目○番○号

(氏 名) ○○ 一郎

印

誓 約 項 目		誓約内容
1号関係：申請者が酒税法(12条1、2、5号、13条、14条1、2号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。		☒ はい ☐ いいえ
2号関係：申請者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5号、13条、14条1、2号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人		☒ はい ☐ いいえ
3号関係：申請者が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のときその法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。		☒ はい ☐ いいえ
6号関係：申請者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。		☒ はい ☐ いいえ
7号関係	国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。	☒ はい ☐ いいえ
	[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	☐ はい ☐ いいえ
7の2号関係	未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。	☒ はい ☐ いいえ
	[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	☐ はい ☐ いいえ
8号関係	禁錮以上の刑に処せられたことがない。	☒ はい ☐ いいえ
	[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	☐ はい ☐ いいえ

酒 類 販 売 業 の 相 続 放 棄 書

平成○年○月○日

住 所 金沢市彦三町○丁目△番

氏 名 △△花子 ⑨

被相続人との続柄（ 姉 ）

下記の事項につき同意します。

記

- 1 酒類販売業者であった被相続人_____の酒類販売業について相続しないこと。
- 2 酒税法施行令第18条の規定により申告する相続人_____が引き続いて酒類販売業を営むことに異議がないこと。

（注） 押印する印章の印鑑証明書を添付してください。

酒類販売業相続放棄書

- 1 酒類の販売業を相続しません。
- 2 「酒類販売業相続申告書」により申告する相続人 〇〇 一郎
が引き続いて酒類の販売業を営むことに異議がありません。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

住 所 金沢市彦三町〇丁目△

氏 名 △△ 花子 印

住 所 金沢市広坂〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇 二郎 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(注1) 相続人が遠隔地である場合は、連記式にする必要はありません。

(注2) 押捺する印鑑は印鑑証明書と同じものを使用してください。

記載例

酒 税

平成29年10月 2日

財務大臣 殿

※ 販売場の所轄税務署に提出してください。

届出者

住所 千代田区霞が関△-△-△

氏名(名称) 有限会社△△酒販

代表取締役 霞△△

代表者印

酒類販売管理者選任(解任)届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第4項の規定により、下記のとおり酒類販売管理者の選任(解任)について届け出ます。

記

1 販売場の名称及び所在地

(名 称) リカーショップ△△△

(所 在 地) 千代田区霞が関△丁目△番△

2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日

○ 選任した酒類販売管理者

(フリガナ) ナカノ △△

(氏 名) 中野 △△

(住 所) 〒165-0026

中野区新井△-△-△

(生年月日) 明治 大正 昭和 平成 55年10月10日

○ 解任した酒類販売管理者

(フリガナ)

(氏 名)

(住 所) 〒

(生年月日) 明治 大正 昭和 平成 年 月 日

3 酒類販売管理者の役職名等

○ 選任した酒類販売管理者

リカーショップ△△△ 店長

○ 解任した酒類販売管理者

4 酒類販売管理者の選任(解任)年月日

☒ 選 任 平成29年10月 1日
☐ 解 任

5 酒類販売管理研修の受講年月日及び研修実施団体の名称

(受講年月日) 平成29年 9月 6日

(実施団体名) 霞が関小売酒販組合

6 雇用期間

平成18年 4月 1日から 年 月 日

7 従事させる業務内容

店舗の運営・管理、従業員への指導

8 解任の理由

※ 例を参考に具体的な業務内容を簡記してください。

「(備考) 1」参照

※ 雇用期間の定めがない場合は、期間の末日は記載しないでください。

※ 免許者本人(個人)を販売管理者に選任した場合は、この欄の記載は不要です。

※ 例えば、免許者(個人)の配偶者又は法人の役員を販売管理者に選任した場合は、期間の初日に、「配偶者又は役員が、当該店舗において従事を始めた日」を記載してください(期間の末日の記載は不要です。)

※税務署整理欄

入力年月日

担当者

- (備考) 1 「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を記載してください。
2 選任届出書は、8に掲げる事項の記載は要しません。
3 解任届出書は、5から7に掲げる事項の記載を要しません。
4 酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行った場合にあっては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、2及び3に掲げる事項について併記し届け出ることができます。
5 選任届出書は、酒類販売管理研修の受講証の写しを添付してください。

◎ その他参考となる書類

酒 税

販売業免許申請書 次葉 7

現に所持する酒類の数量（手持数量）

現に所持する酒類の数量

1 在庫なし

2 在庫あり

（単位：ℓ）

区 分	在庫数量	区 分	在庫数量
清酒	18	ウイスキー	4
合成清酒	0	ブランデー	0
連続式蒸留しょうちゅう	2	原料用アルコール	0
単式蒸留しょうちゅう	4	発泡酒	20
みりん	0	その他の醸造酒	50
ビール	45	スピリッツ	0
果実酒	8	リキュール	0
甘味果実酒	0	雑酒	0
		合 計	151

※申請時の状況について記載してください。

CC1-5104-2(8)

酒 税

酒 類 販 売 業 相 続 の 申 告 書 (i) チェック表

《添付書類》

必要書類	確認事項	備考	確認
戸籍謄本、戸籍抄本、不動産登記規則の規定により交付を受けた法定相続情報一覧図の写しのいずれか（複写したものを含む）	被相続人及び他の相続人との続柄が明らかになるものを添付しているか		○
酒類販売業免許の免許要件誓約書（酒税法第10条の規定に該当しない旨）	法第10条《免許の要件》の第1号から第3号まで、及び第6号から第8号までの規定に該当しない旨が誓約されているか		○
他の相続人の意思表示等	次の事項が記載された書類を添付しているか (1) 相続人中に酒類販売業を相続しない者がある場合には、その者が次の事項につき意思表示した書類（「酒類販売業の相続放棄書」（CC1-5131-1）） ① 酒類の販売業を相続しないこと。 ② 申告する相続人が引き続いて酒類の販売業を営むことに異議がないこと。 ③ 上記①及び②の書類に押印した印章の印鑑証明書 (2) 包括遺贈のときは、その包括受遺を証明する書類の写し等	注1	○
その他参考となるべき書類		注2	○
相続の申告書チェック表	・ 確認欄に○印を付して確認しているか ・ 省略した書類について斜線を引いているか		○

※「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印（提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引く。）を記載する。

(注) 1 公正証書又は公証人が証明した書類で、酒類販売業の相続内容が確認できる場合には、その書類の写しに代えることができる。

2 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。